

保発 0129 第 5 号
平成 30 年 1 月 29 日

都道府県知事 殿

厚生労働省保険局長
(公 印 省 略)

「国民健康保険保険財政共同安定化事業・高額医療費共同事業実施要綱」の廃止について

国民健康保険保険財政共同安定化事業・高額医療費共同事業については、「国民健康保険保険財政共同安定化事業・高額医療費共同事業の実施について」（平成 18 年 9 月 20 日付け保発第 0920002 号厚生労働省保険局長通知）により「国民健康保険保険財政共同安定化事業・高額医療費共同事業実施要綱」を定め、その推進を図ってきたところです。

今般、持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律(平成 27 年法律第 31 号)の施行により、国民健康保険保険財政共同安定化事業・高額医療費共同事業を廃止することとしたことに伴い、別紙のとおり、本事業の実施要綱を廃止することとしましたので、その旨御了知の上、貴都道府県内市町村及び国民健康保険団体連合会への周知について御配慮をお願いいたします。